

秋田県広域スポーツセンター企画運営委員会運営要領

(目的)

第1条 秋田県広域スポーツセンター設置要綱第3条第3項の規定に基づき、秋田県広域スポーツセンター企画運営委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関することを定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 秋田県広域スポーツセンター事務局（以下「事務局」という。）に対する助言
- (2) 事務局から諮問のあった重要事項の審議
- (3) センター事業に関し必要な調査・研究

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) スポーツ、健康、教育機関の関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他センターが特別に推薦する者

2 委員は、センター長が委嘱する。

3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

4 委員の定数は、15名以内とする。

(役員)

第4条

1 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。